

「Yahoo! BB SOHO サービス利用規約」新旧対照表

改定前 (2017年1月16日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第22条（サービス利用料金等の支払）</p> <p>3. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取ったサービス利用料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>	<p>第22条（サービス利用料金等の支払）</p> <p>3. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取ったサービス利用料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。</p>
<p>第26条（会員の義務）</p> <p>1. (23) その他、当社が不適切と判断する行為。</p>	<p>第26条（会員の義務）</p> <p>1. (23) その他、不適切な行為。</p>
<p>第30条（利用停止）</p> <p>1. (12) その他、本サービス利用が適切ではないと当社が判断したとき。</p>	<p>第30条（利用停止）</p> <p>1. (12) その他、合理的な理由に基づき、本サービス利用が適切ではないと認められるとき。</p>
<p>第32条（責任の制限）</p> <p>4. 当社は、協定事業者等の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって当社がその電気通信事業者から損害賠償を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第1項に準じて賠償請求に応じます。</p>	<p>第32条（責任の制限）</p> <p>4. 削除</p>
<p>第37条（当社が行う利用契約の解除）</p> <p>2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が本サービスの他に当社が提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあります。</p>	<p>第37条（当社が行う利用契約の解除）</p> <p>2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、利用停止をせずに、利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が本サービスの他に当社が提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあります。</p>
<p>(1) 第28条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合</p>	<p>(1) 第28条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に特に著しい支障をきたすと当社が判断した場合</p>
<p>(2) 初期費用、サービス利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合</p>	<p>(2) 初期費用、サービス利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、当社からの催告を受けたにもかかわらず、相当期間内に是正されない場合</p>
<p>(10) その他、会員として不適切と当社が判断した場合。</p>	<p>(10) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切と認められる場合。</p>

「ダイヤルアップサービス契約約款

(旧称：Yahoo! BB ダイヤルアップ接続サービス契約約款)」新旧対照表

改定前 (2017年1月16日付)	改定後 (2020年4月1日付)
<p>第1節 総則 第1条(規約の適用)</p> <p>1. この契約約款は、ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)が提供するダイヤルアップサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関し適用されます。</p>	<p>第1章 総則 第1条(規約の適用)</p> <p>1. この契約約款は、ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)がYahoo! BB サービス(後記第3条第4号に定義します。)、SoftBank 光(後記第3条第6号に定義します。)またはSoftBank Air(後記第3条第7号に定義します。)のオプションサービスとして提供するダイヤルアップサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関し適用されます。</p>
<p>第3条(用語の定義) (5) 会員規約</p> <p>Yahoo! BB サービス、SoftBank 光(後記第3条第6号に定義します。)またはSoftBank Air(後記第3条第7号に定義します。)の契約に係る各種規約、約款等をいいます。</p>	<p>第3条(用語の定義) (5) 会員規約</p> <p>「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコース サービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」、「Yahoo! BB SOHO サービス利用規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことを言います。</p>
<p>第6節 本サービス提供の停止等 第13条(提供の停止)</p> <p>1. (1). o. 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、当社が不適切と判断する行為。</p>	<p>第6節 本サービス提供の停止等 第13条(提供の停止)</p> <p>1. (1). o. 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、不適切な行為。</p>
<p>第8節 責任 第19条(責任)</p> <p>2-3. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2-1項および第2-2項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>第8節 責任 第19条(責任)</p> <p>2-3. 削除</p>
<p>2-4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不</p>	<p>2-4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不</p>

<p>可抗力または 当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>	<p>可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>
<p>2-5. 第 2-1 項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>2-5. 第 2-1 項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>2-6. 会員が消費者（消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項の定義によるものとします。）の場合、本条第 2-1 項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第 2-4 項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>2-6. 削除</p>

「海外ローミング利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2017年1月16日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第1章 総則 第2条 (定義) (11) 「会員規約」とは、Yahoo! BB サービス、SoftBank 光またはSoftBank Air (以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。) の契約に係る各種契約、約款等をいいます。</p>	<p>第1章 総則 第2条 (定義) (11) 「会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」、「Yahoo! BB SOHO サービス利用規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。</p>
<p>第4章 責任 第9条 (損害賠償) 3-1. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第1項および第2項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>第4章 責任 第9条 (損害賠償) 3-1. 削除</p>
<p>4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>	<p>4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>
<p>5. 第1項の場合を除き、当社は会員に対し、一切の賠償責任および利用料の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>5. 第1項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は会員に対し、一切の賠償責任および利用料の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>6. 会員が消費者 (消費者契約法 (平成12年法律第61号) 第2条第1項の定義によるものとします。) の場合、本条第1項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由 (当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第4項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>6. 削除</p>

「モバイル接続利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2017年1月16日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第2条（用語の定義） (6) 「会員規約」とは、Yahoo! BB サービス、SoftBank 光またはSoftBank Air（以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。）の契約に係る各種規約、約款等をいいます。</p>	<p>第2条（用語の定義） (6) 「会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」、「Yahoo! BB SOHO サービス利用規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます</p>
<p>第14条（責任の制限） 3. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第1項および第2項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>第14条（責任の制限） 3. 削除</p>
<p>4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または 当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>	<p>4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>
<p>5. 第1項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>5. 第1項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>6. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとし、また、同法第2条第1項の定義によるものとする。）の場合、本条第1項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第4項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>6. 削除</p>
<p>第15条（免責）</p>	<p>第15条（免責）</p>

<p>2. 当社は、本規約等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。</p>	<p>2. 当社は、本規約等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。</p>
<p>4. 当社は、前条および本規約に明示的に定める場合の他、会員に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。</p>	<p>4. 当社は、前条および本規約に明示的に定める場合を除き、会員に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。</p>

「公衆無線 LAN 利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2017年1月16日付)</p>	<p>改定後 (2020年4月1日付)</p>
<p>第1章 総則 第2条 (用語の定義) (6)「会員規約」とは、Yahoo! BB サービス、SoftBank 光または SoftBank Air (以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。)の契約に係る各種規約、約款等をいいます。</p>	<p>第1章 総則 第2条 (用語の定義) (6)「会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光マンションサービス規約」、「Yahoo! BB SOHO サービス利用規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。</p>
<p>第6章 本サービスの停止等 第16条 (責任の制限) 2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、会員が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、会員に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、会員が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。当社は、いかなる場合においても、かかる額を超えて損害賠償義務を負わないものとします。</p>	<p>第6章 本サービスの停止等 第16条 (責任の制限) 2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、会員が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、会員に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、会員が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。</p>
<p>3. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第1項および第2項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>3. 削除</p>
<p>4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p>	<p>4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力の場合は、当社は一切その責を負わないものとします。</p>
<p>5. 第1項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないもの</p>	<p>5. 第1項の場合および当社の故意または重過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、</p>

<p>とします。</p>	<p>一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>
<p>6. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとし、また、同法第2条第1項の定義によるものとする。）の場合、本条第1項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第4項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>	<p>6. 削除</p>
<p>第 17 条（免責）</p> <p>2. 当社は、本規約等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。</p>	<p>第 17 条（免責）</p> <p>2. 当社は、本規約等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。</p>
<p>4. 当社は、前条および本規約に明示的に定める場合の他、会員に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。</p>	<p>4. 当社は、前条および本規約に明示的に定める場合を除き、会員に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。</p>
<p>第 8 章 雑則</p> <p>第 21 条（値引きに関する特約）</p> <p>1. 当社は、会員が、本サービスの利用契約の対象となるサービス会員回線において当社の定める「接続機器レンタル規約」、「接続機器レンタル規約（Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光フレッツコース用）」もしくは「接続機器レンタル規約（SoftBank 光用）」に基づき提供する無線 LAN カードのレンタル契約の申し込みを行った場合、または「接続機器レンタル規約（Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光フレッツコース用）」ならびに「接続機器レンタル規約（SoftBank 光用）」に基づき提供する Wi-Fi 地デジパックサービスの利用契約の申し込みを行った場合、本サービスの月額利用料金を値引きします。</p>	<p>第 8 章 雑則</p> <p>第 21 条（値引きに関する特約）</p> <p>1. 当社は、会員が、本サービスの利用契約の対象となるサービス会員回線において当社の定める「機器レンタル規約」に基づき提供する、無線 LAN カードのレンタル契約の申し込みを行った場合、または Wi-Fi 地デジパックサービスの利用契約の申し込みを行なった場合に、本サービスの月額利用料金を値引きします。</p>